

《資料》

激動期にある司法システム

ペーター・ギレス

森 勇 訳

金井 幸子

一 はじめに

この講演会のテーマは、「激動期における司法システム」である。このテーマを選んだ理由は、東西の司法システム、つまりは日本と私の母国ドイツの司法システムが、現在、世界の様々な地域における一部は同じないしは似たような、しかしながら、一部はまったく異なる問題点、批判そして改革の関心に起因する抜本的改正を受けていることにある。わが国の司法システムにおけるこうした転換のみならず、とりわけ同じあるいは似たような司法および訴訟法を持つわが国の近隣諸国さらにはまた遠い国々の司法システムのこうした転換を観察し、批判的な分析を加え、そしてそれをめぐり議論がなされることで、今日いわゆる司法比較あるいは訴訟比較⁽¹⁾は、事実的・実践的側面のみならず規範的・理論的側面に関しても、世界的に、まさしくブームがわいている。日本、そしてドイツについても、特にそう言うことができる。

この講演を通じて、ここにいる日本の皆さんには、ドイツの司法状況を一定の範囲で理解してもらえることとなろう。しかし、皆さんに、ドイツ一国の観点から非常にドイツ的な個別の事柄、つまり、わが国ドイツの司法システム、その問題と批判そして改革にみられる典型的にドイツ的な特徴に振り回されたり、ましてや退屈したりすることがないようにしていただきたい。

その理由は2つある。つまり、ひとつには、ドイツにおいては、司法および司法改革という事柄についてみると、近時、公表された法事実調査、経験的ないし法社会学的所見⁽²⁾、そして、学問的ないし法政策的意見⁽³⁾の数の多さからして、いずれにしても、私にはかなり大まかな概観しか示すことができないほど、多くのことが進み始め、そして、激しく動き出している。他方、比較法的な協力、つまり、ここでは日本・ドイツ間の協力が、相互の利益になるようにするには、一般的あるいは原則的種類のものであり、また、単に一国にとって意義を有するものより、国家横断的または超国家的意義を有し、そして、—望むらくは—われら日独両国の利益となるテーマ選択に集中したほうがよいと考えるからである。

しかし、われわれが、司法比較および訴訟比較を行うにあたり、各国の司法あるいは訴訟の特異性の細かいところには立ち入らず、また、単純な調整といったものもほぼ度外視して、国家横断的な根本的問題により力を注いだとしても、—そしてまた、たとえば、対象国が一定の「法圏」および「法族」に属しているとか、あるいは「法文化」の違いといった「比較可能性」という、比較法学者にとって典型的な問題を完全に度外視したとしても—、次のような疑問は残る。すなわちそれは、まさに司法および訴訟の分野に関する比較が、相互理解を深めると同時に、必然的に入りこむものである。これらの疑問は、日独両国についても同じくあてはまるに思えるが、各比較対象国における現実的問題そして法的問題のレベルは、しばしば多様であり、それゆえに、その対策を講ずるためのそれぞれの改革の努力もそのレベルに違いがあることに由来するものである。

前置きはこのくらいにして、本題に移ろう。

二 改革の機運

今日世界中を見回してみると、またしても、政治家、実務家そして学者たちの間には、まごうことなきこと——ともはや言うべき——最近における改革への焦りと結びついて、「司法」という問題が危機にあるというムードが、まさに

蔓延しているという印象を受ける。このことは、ドイツのみにあてはまるではなく、今のところ、世界の多くの地域そして国家にもあてはまる。他にもこの問題を扱うものが多数ある中で、この問題に関する初めての論集、「Civil Justice in Crisis」(Adrian Zuckerman 編 Oxford, Great Britain) は、その証として充分であろう。この論集は、3つの大陸からの16ヵ国の国別報告を集めたものであるが、それは、各国の司法システム、とりわけ民事司法システムの現状とその欠陥について、各國別報告の執筆者の嘆きに満ちあふれている。われわれが、この報告書、そしてまたこのテーマに関する国内外のその他の比較的新しいないしは最も新しい論文を読めば、至る所で不満を突きつけられている司法に関わる問題が、その量、質そして程度という点において、決定的に異なっていること、そしてまた、これに対応して、それぞれの司法改革の努力も、程度および内容そして奥行きの点で、非常に異なっているということを、容易に確認できる。

そしてまた、いわゆる「改革の機運」、言い方をえれば、政治的な行動の必要性を呼び起こす改革の圧力も、国ごとでまったく異なっている。ただし、現時改革の機運を生じさせているのは、以前から既に存在し、だんだんと先鋭化あるいは政治問題化していった、専らある一国の司法の欠陥だけではないのは確かである。ここではさらに、次のような事情が加わることはあきらかである。すなわち、われわれは、2000年から2001年への、まるで魔術のような時代の変わり目を経験し、そして、1999年のウイーンにおける第11回民事訴訟法世界会議のテーマであった「新たな1000年の入り口」をくぐったのである⁽⁴⁾。

この「新たな世紀への変わり目」が、次のような改革論者のメンタリティーや感受性に影響を与えずにおかなかつたことは明らかである。それは、司法の不備を除去してその機能を維持すべく、あるいは、司法が将来的にうまくいくようあらかじめ設計しておくべく、それ以降一種のあわただしい雰囲気から抜け出し、興奮状態の下ではないにせよ、特段の性急さをもって改革事業に身を捧げている改革論者である。もちろん、このような最近の改革の努力の背景には、おそらく、司法システムが現在の状態のままでは、とかく「情報時代」と呼ばれる「ニュー・エイジ」の諸要請に耐えていけるのかという、あま

りはっきりしていないが、危惧とか不安があるように思われる。

三 問題の諸相

われわれが、世界中で、司法の「問題」、「貧困」あるいは「危機」として取り上げられ、批判されそして議論され、あるいは、そう呼ばれる非常事態を実際に作り出しているものすべてに思いをめぐらしてみると、先にあげた問題状況と改革状況との相違が、即座に明らかになるはずである。それゆえ、ドイツにおいてはごく最近まで、つまりは2002年1月1日に、それに対応するための改正法が発効するまで、例えば、裁判所の合議機関の中での単独裁判官の権限をさらにどの程度拡大すべきであるのか（ちなみに、ますます分からなくなつたのは、なぜいまだに、すべての受訴裁判所と第一審を、原則として単独裁判官によらせるというところまでふみきらないのか、である。）、あるいはまた、受理控訴あるいは許可控訴への控訴制度を改正するにあたり、その場合には、不受理あるいは不許可に対する抗告制度を設けるべきかどうかについて、激しい議論がなされた。これに対して、他の国々、例えば、イギリスでは、あいも変わらず、「法廷侮辱罪（Contempt of Court）」⁽⁵⁾に対する制裁にあたってのあまりの無節操さ、過度にすぎ、時として生活を壊滅させてしまうような訴訟費用、すなわち、わけてもその極限まで増大した弁護士と裁判所の手数料が問題となっているし、また、——とりわけ、アメリカ合衆国のように——とりわけ、今日多くの国において、導入する価値があると感じられ、また推奨されている「プリ・トライアル（Pre-trial）」において、弁護士の権限が肥大化していることが問題とされている。さらに、多くの国々にとって、今もって深刻な問題となっているのは、——例えばこれは、大概のラテンアメリカの国々にあってはまることがあるが——裁判所の手続期間が、すでに第一審の段階で、しばしば数年に及んでいることである。私が以前にそこでの改革計画に関わったことから、自分が経験して知ったところでは、コスタリカは、私が知った最もひどい例のひとつであるが、そこでは、通常の第一審民事訴訟の平均期間が実際に7年にも及んでいるのである。

そのような長期に及ぶ訴訟および数年にわたる訴訟の引き延ばしに比べてみれば、ドイツは、まさに「スピーディーな司法」を享受している。すなわち、最新の公式司法統計によれば、例えば、区裁判所が第一審となる民事訴訟についてはその78%が、そして、区裁判所を第一審とする刑事訴訟についてはさらにその81%が、4ないし6ヶ月の期間内に終結をみているのである。これとの関係で指摘しておくことが許されるべきは、次の点である。すなわち、わが国にあっては、1年以上の長きにわたる訴訟は、連邦憲法裁判所そして欧州司法裁判所の見解に従うなら、司法拒絶として違憲とされ、また司法保障請求権という基本法（ヨーロッパ人権規約6条参照）を侵害するものと評価されるであろう。

世界的な広がりを持ち、そして長きにわたり続けてきた「司法へのアクセス（Access to Justice）」を求める運動のおかげで、多くのことがかなり改善されたにもかかわらず、世界の多くの地域においては、今なお、司法をつかさどる機関は、敵対的とまでは言えないにせよ、近寄りがたいとか国民から遠いものであることが悩みの種となっている。あちらこちらで、——わけても、西側あるいは資本主義世界においては——相変わらず、分かりにくい内部の仕組み、そしてまた、出訴方法、審級、管轄、手続方式、ならびに裁判体があまりに細かくわけられている結果、司法システムが不透明となってしまっていることが問題視されている。加えてまた、いたる所で、司法制度の効率の悪さが公然と非難されている。それは、時代遅れの慣行、合理的な業務処理、あまりにも規律がやかましいこと、そして、手続の領域では意味を失った形式主義の所産であり、あるいはコート・マネージメントが不十分ないしは完全に欠如していることの所産であり、はたまた時代に合わない業務組織の所産であり、さらには、裁判官、その補助者、弁護士そして当事者間における業務分担のあり方がとっくに時代遅れになっていることの所産なのである。

多くのところ、ここでもまた特に西側世界においては、この効率の悪さという問題は、過重負担とまでは言えないにしても、国家裁判所が非常に大きな負担をかけているという問題と密接に関連している。そしてこの国家裁判所の負担の多さということは、例えばドイツにおいては、多くの人から、今日の司

法制度がかかえる「最大の悩み」以外のなにものでもないとされている⁽⁶⁾。

もっとも、私の見解によれば、——これで最後にするが——より大きな欠陥は、次の点にある。すなわち、司法の民主化が進展しているにもかかわらず、多くの国々の司法システムは、たいていは自国の憲法すでに明文をもって規定し、そしてまたこれに加え、——例えば、ヨーロッパ人権規約6条のように——多数の条約に定着している、いわゆる訴訟に関する基本権と人権、そしてまた、司法に関する憲法上の諸原則⁽⁷⁾を憲法上の諸権利や諸原則をまったく完全には無視しているわけではないばかりでも、現実そして実務においては、充分に考慮してはいないということである。ここには、権利の実践という基本的問題、および「紙の上の法(Paper Law)」ないし「書物に書かれた法(Law in the Books)」と、「生ける法(Living Law)」ないしは「実践されている法(Law in Action)」の対立という基本問題を見てとることができる。

もちろん、この際、この場では、次のような政治学者、社会学者および法学者の間で争われている、言うまでもなく充分に学術的な問題には触れないでおく。すなわちそれは、ヨーロッパにおける基本法の解釈モデルおよびヨーロッパにおける「民主主義」についての本質的な理解を、そもそものところ、アジアの価値観あるいは今日のいわゆる「アジア的価値(Asian Values)」⁽⁸⁾と調和させることができなのか、また、できるとしてもどの程度までかという問題である。

しかし、世界中を見回してみると、司法の領域には、これを特記しそして報告しておくべきもっともっとひどいこと、そう、おぞましいことがまだある。これについて、私は、——その出来事があった国々がどこなのかは言わないが——最近、しかもごく最近に起こった事件だけ言及しておく。それはどういう事かといえば、その時々の権力者が、政治的にみて気にくわない裁判官をスパッと大量に罷免したり、あるいは、裁判官を配置換えして、その裁判官にはまったく理解できない言葉を話し、そのために彼は孤立し、その結果職務怠惰そして役立たずとして住民から揶揄されるようなところにおいやってしまうといったことである。私はまた、次のような事実にも思いをはせてもらいたい。すなわち、多くの国々において、ジャーナリストあるいは教会の代表者となら

び、唯一批判的な態度をとる可能性のあるものと考えられている弁護士が、今なお迫害や危険にさらされているという事実である。そして最後に、今日にいたるまでなお依然として起きている最悪の出来事、すなわち、裁判官、弁護士、検察官あるいは法務大臣の脅迫、誘拐さらには殺害といった出来事にも思いをいたしてほしい。

幸いなことに、このようなことは、現在、日独両国の司法に関しては問題となっていない。しかしながら、私の母国ドイツにおいて最近起きていることによれば、ほんの数十年前におきたドイツ司法と何人かの高いレベルのその代表者に対するテロ行為に思いをはせることを止めようとは思わない。

四 改革の二つの方向——その1

それでは、現在のところ先に述べたような司法テロリズムに悩む必要はなく、むしろ恒常的な緊急事態に悩んでいる大多数の国々にとっては、何が問題なのか。われわれが直面している司法問題とその結果としての改革問題は、私の考えでは、やや大まかには——いずれにせよ極端な場合には——その下での諸問題は、まさに対照をなし、そしてそこからもたらされる改革問題が全く正反対の方向を向いている、2つの状況に分類できる⁽⁹⁾。すなわち、一方では、その問題点と改革の必要が、その国の司法システムが欠陥状態にあることに由来している、つまり、多少簡略化して言えば、その国の司法が、その理由はどうであれ、あまりに弱く、あまりに小さく、あまりに単純、あるいは、あまりに効率が悪いことに起因している国々——私が思い浮かべているのは、とりわけ、中央アジア、東南アジア、東欧あるいはラテンアメリカ——が、依然として多数ある。

このことは、いわゆる発展途上国(nations in process)、そしてまたいわゆる改革の緒についた国家のいくつかについては、全く一般的に、政治、経済、社会あるいは文化的に、そしてまた、それにともなって司法についても、今なお比較的低い発展段階にあることに、その原因があるか、あるいは、時には、その時々の政治権力が、すでに長い間にわたり全く意図的に司法を萎縮させある

いは圧迫する政策をとってきたことにもその原因があると思われる。いわゆる変革期にある国家あるいは過渡期にある国家（"nations in transition", "nations in transformation"）、つまり、現在、わけてもかつての共産主義、社会主义あるいは独裁国家形態から、資本主義的あるいは民主主義国家形態への「変化」ないしは「変革」に努力し、あるいは、少なくとも、一定の自由化あるいは「開放」を達成しようと努力している国々においては、現在の司法システムの欠陥は、これに加えて、——発展的というよりむしろ革命的な——特段の理由に基づいている。このことは、例えば、そこにはすでに比較的進歩的な司法が存在していたが、過去に独裁者、一党独裁体制あるいは軍事政府によってそれが解体されあるいは権力を奪取されるに至った国、あるいは、それまで比較的独立性を保っていた司法が、政府ないしは行政権の「越権行為」によって、弱体化された国にあてはまる。ことにこのような国々では、やっと着手された、金がかかり時間もかかる、まさにその名がふさわしい「司法の復興」は、色々な面でまだ始まったばかりである。

いわゆる発展途上国あるいは変革期にある国々において、現在、真剣な司法の構築ないしは復興が進められているところでは、この際にもっとも問題となっているのは、各国の国家制度が、三権分立をその根幹とする法治国家性をそなえることであり、そしてこの文脈からして重要なのは、本当に次のような「第三権」を作り上げることである。すなわち、それは、ここで取り上げた国々の多くにとって、わけても実際に「独立した」権力、とくに、もはや「腐敗することのない」権力を意味するものである。この場合には、その人員および施設の点でそれぞれの司法制度を拡大し、司法制度にますます多くの出訴方法、審級あるいは合議体を備えさせ、司法行政を組織化しそして管轄を細かく分けるというようなさらなる改革の努力が、このようなメインの改革目標と結びつくことになる。簡略に述べるなら、つまりはここで言及した地域あるいは国家においては、司法の構築または復興ないしは拡大が、改革計画の俎上に載せられているのである。

五 改革の二つの方向——その2

これに対して、西側の、高度に成長し、資本主義的というかもしれないし、あるいは、簡単に豊かな世界の部分、つまり、前に述べたふたつの「状況」のもう一つの状況にある国々、つまり、最も極端な例としてのドイツを含むヨーロッパ大陸では、——司法の領域に関してみると——問題状況および改革状況は、まったく異なっている。つまり、ここでは——これは、決して、すべてのドイツの司法研究者がそうだとしているわけではないが、いずれにせよ私見によれば——、今日の中心的諸問題および諸改革の大部分は、欠陥状態に由来するものではない。それらは、まさに正反対に、司法の全領域における過剰状態あるいは過多状態に由来している。すなわち、ここでは、先の二つ目の状況に分類される国々の司法システムは、——そして、このことは、特にドイツにあってはまることがあるが——いずれも、——少なくともほかと比較するならば——度を越していることあるいは行き過ぎないしほは傲慢さに悩んでおり、しかもこれは、いたる所でそうなっているのである。ヨーロッパ大陸、特にドイツにおける司法改革の議論において用いられている、時として自然災害を連想させる言葉の選択や言葉遣いからして、既に特徴的である。すなわちそこでは、どこにおいても、そして常ながら、例えば、「訴訟の洪水」「弁護士の雪崩状態」、「法律家の過剰」「裁判官の膨張」とか、あるいは、さらに、「肥大化」、「巨大化」、「繁殖」、「増殖」、あるいは「迷路」とか、はたまた、「幸福の審級制度」、「豊満」、「過剰」、「過多」、「あまりに複雑」、「あまりに求めすぎ」あるいは「負担過剰」と呼ばれ、記述されているところである。

ある種の表現は、その限りでは極端と思われるかもしれないが、実際のところ、これは例えば次のことを反省する契機としては充分である。すなわちそれは、多くの西側諸国の司法機構は——つとに憲法において定められているよう——、特に強力になっただけではなく、次第に強大化し、それにともなって、ずっと以前に、いわゆる「第三番目の権力」から、次第に、国家における「第一の」権力へと昇格しているのではないのか、つまりは、三権間における

司法にとって有利な——見方を変えれば——不利な、疑惑を起こさせるような権力の移動がなされて、上級の権力あるいは優越的権力になっているのではないのかということである。さらにまた真剣に考えるべきは、西側の「司法機構(machineries of justice)」の多くは、単に規模が大きいというだけではなく、すでに途方もなく肥大化してはいないのか、あるいは、これらのシステムは、その垂直方向および水平方向へ向けた細分化により、単に充分かつ有意義に多様化しているに止まらず、ずっと以前から(過度の)複雑性が、そこではそれ自体司法へのアクセスの障害となるまでに細分化しました過度に複雑なものとなつてはいないかということである。実際のところ、すべての裁判権につき、国家裁判所に対する需要が多く、それ故かなり負担が大きくなっているだけではなく、事件数が莫大でかつまた永続的に膨張してきたためにすでに過重負担におちいっており、その結果、もしかしたら、権利保護の質、換言すると「裁判の質」がひどく低下しているのではという疑問も生じてくる。

それ故、改革をめぐる議論が、原則的な改革の目的および改革の戦略に関してもまた、それ独自かつまた特徴のある表現を用いることは、少しも不思議なことではない。ここでは、次のようなキーワードおよびキャッチフレーズがもちいられている。すなわち、司法および裁判手続きの「スリム化」(「スリムな司法」、「スリムな運営」、「スリムな手続き」)、「節約」、「財源の再分配」、「経済性の確保」、「配給」、「合理化」、「軽減」、「削減」、「一体化」あるいは「簡略化」、「切り詰め」、「縮減」あるいは「削減」である。

以上は、次のことを意味する。すなわち、例えば、中央アジアおよび東南アジアそしてまたラテンアメリカおよび東欧においては、司法システムを構築あるいは拡大をしようとの努力がなされている一方、ここでは、司法システムの縮小および再構築が問題となっているのである。司法システムの縮小と再構築ないしは縮小または再構築を志向するこのような主要な最近の改革傾向は、少なくともドイツにおいては、現在、とりわけ、政府省庁サイドから喧伝され、プロモートされているところであるが、わけても弁護士界サイドおよび裁判官の大部分、したがってまた、わが国ドイツの巨大な司法組織で収入および生計をたてている人々から、厳しい批判をうけていることは言うまでもない。

そういうわけで、少なくともドイツにおいては、現在の裁判構成法、裁判手続き法あるいは法律家の職業法のマージナルな改正、そしてまた、手続き上の細かな点の小規模はたまた最小限の改革ないしは小改革にあたってさえ、現状の変更は、ほとんど全てについて、とりわけ、職業代表および圧力団体の側から、次のような激しい抵抗を受けている。それは、自らの国においてまったく別の種類の問題および改革に取り組まなければならない諸外国の観察者にとって、確かに、想像を絶するようなものである。それゆえ、われわれを振り動かしていることの多くは、別の国では、マージナルなことあるいは些細なことと感じられてしまおう。諸外国の観点からすると、次のような状況もまた、奇異に映る。すなわち、わが国にあっては、司法改革の敵対者の側からマージナルな法改正あるいは些細な立法でさえ、今日のわが国における単純な法「過度の憲法化」⁽¹⁰⁾の流れの中で、ただちに憲法問題、まさに違憲性に高められ、その結果、なんらかの立法計画は、すでにその準備段階で、連邦憲法裁判所への提訴によって脅かされてしまうという状況がこれである。そこでこの場合には、よく、「法治国家の保障の一掃」とさわがれたり、あるいは、即座に、「全西洋文化の没落」と落首されるのである。

それでは、東西における今日の司法改革の努力という、多くは国家横断的あるいは超国家的問題はここまでとして、次に移ろう。

六 ドイツ司法の現状

今日、世界中どこでも、法改革あるいは司法改革が取りざたされる際には、次のことがまったく普通のことと——いわゆる発展途上国あるいは改革の緒について国々においては、おそらくのところ不可欠なものと——なっている。すなわちそれは、単に自国の法律上のあるいは事実上の慣行および伝統に頼り、あるいは、「手作りの改革構想」にだけ依拠することではなく、同時に、諸外国の法システムおよび司法システム、主に、隣国あるいは同じ法族あるいは法文化に属している国そのそれを、自国の改革のためのいわゆる「モデル」として使

えるかどうか、またその場合どの程度使えるかという観点から、審査し分析することである。そしてそれは、自国の法秩序を外国の法秩序に接近させ、さらには、個々の点であれ、部分的であれ、外国の制度を全面的に「模倣」し、または、外国法を「継受」することにもなりうる。

おそらくのところ、日本もまた、例えば、現行の民事訴訟法を日本流に改革するにあたり、あるいはまた、場合によっては、将来司法および訴訟の領域におけるさらなる改革をするにあたり、ドイツの司法システムおよびドイツの裁判組織および手続き法に関する規律も、比較対象として、改革の際の考慮に組み入れることになろうが、その場合に備えて、以下に続くドイツの司法の現況⁽¹¹⁾についての簡略な解説は、少しく有益であると思われる。もっとも、この際、あらかじめ充分すぎるまでに、次のことをはっきりさせておくべきであろう。すなわち、以下に示すような、現在ドイツで目にすることのできる法的・事実的諸現象のなかには、ことによると日本も含むどこかの国にとって、たしかに、模範になるといえるものも多いかもしれないが、しかし、ただちに他山の石と断じるべきものではないにせよ、それを模倣することに対する警告と理解してしかるべきものもまた、少なくともそれと同じ数はあるということである。

それでは、ドイツ司法の現状を見てみよう。

すでに時間の関係からして、法社会学的あるいは法経済学的に検証された諸事実や構造分析・機能分析そしてまたドイツの司法研究のこれまでの成果を示すことはできないので、今ここでは、いくつかの事実、特に、わが国の公式司法統計（連邦統計庁（Statistisches Bundesamt）（編）、2001年統計年鑑（Statistisches Jahrbuch）358頁以下、数値の大部分は1999年のもので、一部は2000年に関するもの）からわかるような数値のみを挙げてみたい。こうすることで、私は、比較法学者として、数値だけの比較は慎重に行うこととするし、また、性急に結論を出すことに対する警告を発しているのである。もっとも、数字のみではそう多くのことはわからない、そもそもそれだけで全てわかるものではないとしても、やはり、若干のことはわかるし、時として数値は、その重要な証左となることも見落としてはならない。

東西ドイツの再統一後、ドイツ連邦共和国⁽¹²⁾は、いまや、16の連邦諸州からなり、総人口およそ8,400万をかかえる国になっている。ドイツにおいては、裁判権は、連邦憲法裁判権、州連邦憲法裁判権、通常裁判権、労働裁判権、行政裁判権、社会裁判権および財政裁判権さらには、たとえば分限裁判権、特許裁判権、船舶裁判権あるいは州経済裁判権といったような非常に多くの裁判権に分化しているが、そのなかから民事裁判権、刑事裁判権そして非訟事件さらにはこれに加えて、独立した家庭裁判権を含む通常裁判権だけを取り出してみると、わが国は、この通常裁判所に対する通常裁判権の分野だけで、いわゆる通常裁判所として、多数の部からなる約700の区裁判所、計約3,000の部（常時、最低3名の裁判官が配置される）を備えた116の地方裁判所、600以上の部を備えた25の上級地方裁判所、そして24の部を備えた最高位の連邦通常裁判所を設置している。これだけでもすでに、官署としての裁判所の数は、驚くべきものであるが、さらにこれに、その他の裁判権の多数の下級、中級、上級そして最上級の裁判所が、連邦通常裁判所とならんで設けられている、各裁判権独自の連邦労働裁判所、連邦行政裁判所および連邦社会裁判所ならびに連邦財政裁判所とともに加算される。

裁判権にからんだ出訴方法の数が、膨大に過ぎるとまでは行かなくとも、多すぎることからしてすでに、わが国の司法システムはひどく複雑であるが、さらには次のことにより、より複雑なものとなっている。すなわち、各出訴方法の内に、多数かつ重量的で、一部はまったく異なった審級制度ないしは審級があり、加えて、各審級の中では、職分、事物そして土地管轄がその多様性を極めており、これは、人を困惑させ不透明だという点では他に類を見ない、そしてまた専門家さえも疑惑を差しはさむような権限配分の規律となっているということである。

各民事、刑事、行政およびその他の裁判権が展開することになっている裁判手続きに目を向けてみると、それがどうなっているかを考える者は、例えば、民事訴訟、刑事訴訟あるいは行政訴訟に、その頭を混乱させることになる。これはまさに、まったくことなった民事訴訟上、刑事訴訟そして行政訴訟上訴えの類型と手続き方式があまりに多いことを総括したものにほかならない。ここではこれらをリストアップすることはできない。ひとつだけ挙げておきたいのは、最近またわが国の司法改革論者がその主たる関心を向けているところであるが、典型的にドイツの特徴をなしている、その肥大化した上訴システムおよび不服申し立てシステム⁽¹³⁾である。

ドイツ連邦共和国で司法関係者に関していえば、外国からみると、きっと驚くであろうことが何点かある。ドイツ連邦共和国の人口は、言わせていただきたいが、現在、およそ8,400万人「でしか」ないのに、現在のところ約20,000人のフルタイム裁判官と終身裁判官（前年は、まだ約22,000人であった）があり、そして、再統一を契機として、「西の司法」を模範とした「東の司法」の構築にともない、計画目標としては、25,000人の裁判官が話題に上ったこと也有る。しかしました、現在およそ20,000人の裁判官がいることで、ドイツが提供する裁判官の密度は、おそらく、世界で最も高いものとなっている。これに、——司法補助官から廷吏までを含む——司法統計にはあらわれてこない膨大な数の司法補助職、ならびに現在5,000人にのぼる検事および数え切れないほどの多くの区検事、そしてまた、（純然たる公証人と弁護士兼公証人も含めて）10,000人以上にのぼる公証人および2002年の統計によると約117,000人の弁護士がこれに加算される。ちなみに、例のいわゆる「弁護士のなだれ」は、——この分野の専門家も認めるであろうが——そういうするうちにすでに120,000人に接近し、あるいはすでにそれを超えたことは確かである。

弁護士自体は限定された範囲でしかそれに属してはいないものの、この巨大な司法機構は、言うまでもないが、その大方を納税者が拠出しなければならない膨大な金を貪り食っている。というのは、司法予算の中では、毎年の支出が収入をはっきりと超過しているからである。連邦主義をとるわが国の司法は、大方は、州の問題であるから、州の司法費用が、司法の総費用の主たる部分を形成している。それゆえ、一つだけ例を選び出すと、およそ600万の人口をもつ中規模の大きさの州であるヘッセン州においては、毎年の司法支出が、前年度においては、10億ドイツマルクを上回っている。しかしました、連邦法務省により連邦予算を作成する際に見積もられる支出の枠内でも、連邦諸裁判所の運営費は、従前約5億ドイツマルクに達していた。さらに、2,700万ドイツマルク以上にのぼる連邦憲法裁判所の毎年の支出がこれに加算されなくてはならない。より新しい数値は、著者の知る限り公表されていない。

それでは次に、裁判官が「過重負担」であると訴え、そして、弁護士は、あちらこちらで、それは単なる「うわさ」だとか、あるいは「幻影」であるとあっさり否定している司法事件の多さについて若干ふれておこう。この際、私がいざれにせよ正確には答えられない、まったく些細だとは言えない問題のいくつかについては、立ち入らない

ことにしたい。というのは、まずもっては、どのような場合には、わが国では時として単に非難の対象というだけでなく、司法に対する国民の証左とも評価される、大きなものであったとしても単なる「負担」と言われ、どのような状況になれば、もはや甘受できない「過重負担」ということができるのかが問題だからである。すなわち、この問題は、数量や毎年の事件数の上昇率、あるいは、それによってもたらされる毎年の未済事件の停滞がどうにか単純に結びつくものではない。加えてまた、利用できる裁判所の人的資源ないしは仕事の内容、ましてや、司法関係者の怠慢とか勤勉さに簡単に結びつくものではない。むしろ、過重負担を問う場合には、裁判がはっきりした形でその機能を損失したことやその質を低下したこと、あわせて考えなければならないことは確かである。

ここではまた、次のようなとても興味深い問題も扱わないつもりである。すなわち、それは、ドイツやその他のところでは、司法サービスに対する需要が継続的に増加していることが、前に論じた司法制度の供給過剰をもたらしたのか、それとも、——「供給が需要を生み出す」という標語に従う形で——むしろことはまったく正反対なのかという問題である。なお、ドイツ連邦共和国については、後者の可能性がある。というのは、ドイツの司法は、少なくとも国際的に比較すると、依然として、比較的うまく機能しており、加えてまた、比較的迅速かつ安上がりだからである。

それでは、——司法の供給側が述べるところによれば——わが国ドイツでの、この需要の侧面は、どのような状況にあるのであろうか。ここでも、外国からみると、きっと驚くべきことがある。ドイツにおいては、仕事の負担を受訴裁判所間に分配し、区裁判所の第一審管轄、つまりはいわゆる事物管轄を各地方裁判所のそれとを分ける、民事争訟裁判権におけるいわゆる訴訟額が、徐々に引き上げられ、10,000 ドイツマルクになり（100,000 ドイツマルクにすることも、すでに議論された）、現在のところ 5,000 ユーロとなったのちにあっては、毎年の新たな受理件数は、民事事件だけでも次のような状況になっている。すなわち、区裁判所には、約150万の民事事件が、その間に、通常の争訟的民事裁判手続きにより処理されるべき事件が持ち込まれている一方、他方で、第一審となる地方裁判所についてみると、確かに、減少してはいるものの、事件は、いまなお、総計して400,000件弱である。地方裁判所での上訴手続きは、いまだなおほぼ100,000件となっている一方、他方で純然たる上訴裁判所としての上級地方裁

判所は、毎年約67,000件の新たな手続きが始まっているし、また、連邦裁判所は5,700件近くとなっている。

いわゆる通常裁判管轄の枠内におけるその他の事件負担に関してみると、これを管轄する第一審の家庭裁判所については、弁論と裁判を求めて、毎年500,000件以上の家庭事件が、新たに入ってくる。刑事事件に関しては、次のような状況にある。すなわち、地方裁判所での検察官の捜査手続きは、ほぼ460,000件であり、高等裁判所での検察官の捜査手続きは、わずかに138件である。そして、区裁判所での第一審の刑事手続きが840,000件以上、地方裁判所での第一審の刑事訴訟が14,000件であり、そして、上級地方裁判所は、上訴審としてはかなり多くの刑事事件をもつが、第一審としては15件のみである。いわゆる非訟裁判権において処理されるべき事件がどのくらいかについては、統計上のデータを持ちあわせていない。

その他の裁判権においては——第一審の事件受理のみに関してであるが——、労働裁判権では約570,000件の労働事件、社会裁判権では約250,000件の社会事件、行政裁判権では、190,000件の行政事件、そして、財政裁判権では70,000件の財政事件がある一方、他方では、連邦憲法裁判権の枠内において、連邦憲法裁判所第一法廷は、毎年2,400件以上の事件、そして、第二法廷は、同じく2,400件以上の憲法事件を毎年、処理しなければならない。諸州の連邦憲法裁判所での事件数は、残念ながら、非訟事件と同じく、まったく分からぬ。

しかし、そこには通常の事件および手続きのみが含まれ、民事裁判権をみると、例えば、東西ドイツ再統一後にあっては、1,200万あるいはそれ以上に達するであろう、区裁判所が管轄し、司法補助官がその処理にあたる督促手続きのようなものは含まれない点で、連邦統計は不備がある。同じことは、わけても、それぞれの数がすでに数百万を超えており差押手続きおよび転付手続きあるいは開示宣誓手続きのような、何百万もの執行手続きにもいえる。毎年裁判所に持ち込まれ、手続きはどうであれいはずにしても処理されることになる全種類の民事事件を総計してみると、——一部他の国におけるように——家事事件および労働事件も「民事事件」に加えなくとも、その数は、ずっと以前から100万を優に超えている。

この——ついでに言うと、この分野を考察するドイツの者にとっても——ほとんど想像を超える国家裁判所の仕事量は、おそらくは次のような結論を是認するものよ

うにもみえよう。すなわち、それは、そのような「訴訟の洪水」の結果、裁判手続きの期間はひどく長いものとしてしまったとか、あるいは、その結果、ドイツの司法システムは、もはやまったく効率的ではありえなくなったという結論である。しかし、——少なくとも、通常裁判管轄に関しては——幸いにも、そういうことはわが国では起こっていない。通常裁判権における手続き期間に関してみると、すでに言及したように、事件が終結するまでの平均的な期間は、第一審では4～6ヶ月間となっているということだけを、ここでは再度指摘するに止めよう。ただし、現在のところ、行政裁判所、社会裁判所および財政裁判所での第一審手続きは、これより若干長い時間がかかるが、しかし、国際的に比較すると、比較的迅速に行われている。

また、各裁判権をつかさどるわが国の裁判所を、効率があまりよくない、あるいは生産性に乏しいと非難することもできない。というのは、統計によれば、年間の新たな受理件数と毎年終結する手続きの数は、長年にわたり今日にいたるまで、ほぼ同数のままだからである。このことは、とりわけ、おなじく堆積している未済事件の数が、長年にわたり、比較的同じ数のまま推移し、例えば年ごとに増えていってはいないということを意味している。もっとも、わが国の裁判所は、どのようにして、このように大量の権利保護を求める申し出を迅速ないしはある程度迅速に処理しているか、そしてまた、どのような質をもってしてこれを達成しているのかということは、言うまでもなく、まったく別問題である。

それでは統計は、ここまでにしておこう。

七 ドイツにおける司法改革の核心部分とその問題点

それでは、最後の最後に、司法に対するドイツにおける批判の核心部分と、現在のドイツにおける司法改革にかかわる中心的な問題を、いくつか取り上げておこう。

ドイツ連邦共和国は、その成立以来、約10年ごとのサイクルで、「大司法改革」という呼び声のもと、すでに4度にわたり次のような司法批判の巨大なうねりにさらされてきた。すなわち、60年代終わりと70年代初頭は政権交代によ

り、70年代終わりと80年代初頭はわが国の最上級裁判所のすべての長官が問題ありとしたことにより、そして80年代の終わりと90年代初頭はベルリンの壁の崩壊とそのあとに実現した東西ドイツの再統一により、司法分野に関してもまた、巨大な批判のうねりが巻き起こり、さらにこのうねりは、最近——つまり90年代の終わりから21世紀初頭まで——では、国家的な財政難と厳しい節約政策によって巻き起こされたのであった。

これらの批判は、国内、国外において依然として「法治国家」の模範として称賛される連邦共和国に、「司法国家」、「法曹国家」、「裁判官国家」、「上訴國家」あるいは「訴訟國家」といったような、まったくもって否定的な異名をついた。これらの異名は、その大部分はすでに述べたような、わが国ドイツの司法システムの問題点、それがうまくいっていない状況、そしてまた、その弱点を浮き彫りにするはずのもの、あるいは、実際に浮き彫りにしているものである。すなわち、それは何かと言えば、第三権が、優先的でないにしても優越的地位にあること、国家（およびその他の）権力に影響力をもつ地位にある法曹のあまりの多さ、大量の裁判官、上訴および不服申し立ての多さ、そして、最後に、「主要な害悪」として批判される莫大な国家司法に持ち込まれる事件の多さである。

このようなうねりは、以前から、そして今日まで、次のような要請をともなってきた。すなわち、それは、立法上、行政上、政策上の任務、経済運営上の任務、あるいは社会政策上の任務が、司法へと永続的に「ゆっくりと」移っていることに原因がある、継続的な司法の権力増大にブレーキをかけ、あるいは、これらの任務——これらは、主として、問題解決、紛争解決および危機の克服といった任務であるが——を、その処理あるいは解決について本来権限をもっているそれぞれの機関あるいは権力（立法、行政、経済団体、社会団体など）にもどすことによって、これを食い止めていこうというものである。

ちなみに、現在、わが国の連邦憲法裁判所もまた、——憲法に合致するかどうかのみを審査し、国家の行為の適法性については審理しないというその本来の任務に立ち返って——、一部は自分でもたらした莫大な仕事の負担と責任から再度解き放たれようと試みている。

次に求められているのは、司法行政組織および裁判組織、そしてまったく同じく司法関係者にも関わるわが国の司法機構の縮小および簡素化であるが、これについては、すでに、必要なことは述べた。

もっとも、例えば、裁判官の数の削減や司法の補助者の削減に関しては、ここで、若干の補足または疑問を呈しておきたい。すなわち、司法関係者の削減、つまりは、場合によると数千にも及ぶ裁判官のポジションと司法にたずさわるその他のスタッフ数万の削減を望む声は、いずれであれ、現在最も上位に位置し、すべての政党が声高に騒いでいるが、おそらくはまったくの幻想でしかやはりない、わが国の高い失業率を一刻も早く大幅に引下げなければならぬという国家目標と、そもそものところ、どう平仄が合うのかである。これは、司法改革論者の間では、まったく議論がかわされていない問題のひとつである。

最後に、何十年もの間、非難の的となってきた、司法の大きな負担または過重負担に関して言えば、どうやったらこの過重負担を克服できるかについて、政治の世界、実務そして学界から、多数の極みを尽くし、最高にまぎらわしくかつまた重箱の隅をつつくような、矛盾していて、また、一部はまったく非生産的な提案が無数になされており、それを、今この場で列挙することさえできない状態である。とは言え、このようにあふれかえる改革提案からは、次のような一定の戦略を読みとることができる。すなわち、それは、ほとんどシニカルなレッセ・フェアーの立場から始まり、司法に関する需要のコントロールないしは抑制を掲げるものを問にはさんで、司法を最低限の状態にすること、最善の状態にすること、あるいは、最大限にするという意味で、司法の供給サイドを抑制する戦略まで、広がっている。

しかし、これらのいわゆる軽減のための戦略については、決して、すべてがある程度現実的で、期待が持てるものではないように思われる。私見によれば、一方では、供給および需要による司法市場の自動調整ということに拠って立つレッセ・フェアーの立場は、現状に鑑みると、まったく議論する価値がない。他方では、司法の制御ないしは司法の利用の抑制をはかることの困難さは、国家によるメンタリティーおよび行動の制御は、そもそもが困難であり、

そのうえ、なぜ裁判所を利用するのか、原因の調査は、緒についたばかりであり、そのために、国、特に立法者は、どこにその手を伸ばせばよいのか、依然として不明である。人員および施設をさらに増加させることによって、司法サービスの提供を最大化させることは、——他の問題を度外視しても——、そのためには必要な財政手段が欠けているので、即座に挫折する。これに対し、人員や施設の削減によって、現在の司法供給を最小化しようと努力しても、この戦略は、すでにわが国の憲法によって、一定の制約を喰まされてしまう。とはいっても、同時に、効率性をめざした最善化のための措置、つまりは、合理化のための特別の措置（キーワードは、マネージメント、企業組織、仕事の再分配、近代化、自動化、電子化等々である）がとられる場合に限られるが、確かに、一定の限度で、人員および施設を削減する余地はなお充分ある。

ドイツにおいては、司法改革論者の中には、ここで最後に論じた司法を最善の状態にする戦術を支持する者も多いが、改革論者の多数派は、現在、まったく別のもの、すなわち、これまでとりあげられていなかつた「司法代替戦略」に期待を寄せている。これは、国家によらない、あるいは、裁判外の紛争解決制度を設立、再開そして促進すること、あるいは、いわゆる「代替的司法」（代替的紛争解決制度=ADR）⁽¹⁴⁾の創設あるいは拡大により、国家司法に対する大きな需要の嵐の一部をあちこちのこうした代替的な制度へと誘導する戦略である。

もっとも、何百万もの新件を受理している国家裁判所の負担が本当に軽減されるかは、疑問だと言って差し支えあるまい。というのは、わが国にもすでに有り余るほど存在し、国家の司法と競合し、これを補完あるいは代替する、いわゆる「選択肢」に関するこれまでの経験から、次のことを——法社会学的調査によっても確認されているところであるが——うかがうことができるからである。すなわち、それは、調停、仲介、交渉、相談、和解等の機関のいずれにおいても、処理されている事件の数は、年に10件から100件、あるいはよくても1,000件だということは、これを国民が受け入れ、結果としてその効率もまた上がることを期待するには無理がある、ということである。

このように、代替的紛争解決手段が、今まで国民からほとんど受け入れられず、したがって効率性もほとんど無いこと、そして、この際ときとして問題とされるドイツ人の「国家司法を志向するメンタリティー」についていえば、次のような事情が作用していることは確かである。すなわち、ドイツ国民の意識には、古くから支配的であった国家司法が深く根づいており、——時に手前みその司法として評判が悪い——私的な司法は、いずれであれ、法律家そして素人の間には、依然として嫌われているという事情である。このような文脈のなかで、もう1つ考慮しなくてはならないのは、われわれドイツ人が、いずれにしても、とくに争いを受けて立つ用意があり、争いを好み、そして例外なくすべてを裁判沙汰にする傾向があるとうわさされていること、反対から見れば、われわれドイツ人は、一度たりとも、穩便に合意したり、あるいは権利侵害をすっきりと忘れてやる用意がほとんどないと、うわさされていることである。

以上のような次第であるなら、立法者が、民事訴訟に関し、多くの新たなもの、そして多くの変更をもたらすとともに、今や、「裁判所内での強制調停前置」を必要的なものとして規定する、民事訴訟改革のための新たな法律（民事訴訟改革法（Zivilprozeßreformgesetz=ZPO-RG）BGBI.I S.1887）を、2001年1月27日に定め、そして2002年1月1日に施行したのか、その理由を探さなくてはならないであろう。さらに、すでにこの法律に先立って、1999年12月15日の「裁判外での紛争解決を促進するための法律（Gesetz zur Förderung der außergerichtlichen Streitbeilegung）」（BGBI.I S.2400）と民事訴訟法施行法の新15条aにより各州が、一定の事件について、「裁判外での紛争調停前置」を命じることができる、法律上の根拠が整えられた。

もっとも、このように、納得づくの合意をはかる目的として、裁判外の機関の利用、あるいは、単に裁判所内での交渉に応じることであれ、これを法律により強制することは、私見によれば、今日ひろく世界中で「代替的紛争解決=ADR」と呼ばれているものの基本理念を、かなりな程度否定してしまうものである。すなわち、その基本理念とは、裁判官の権力的な判断を通じた国家による紛争の裁定をえようとするのか、それとも私的な相談人、仲裁人ある

いは調停人の助けをかりて、あるいはこれによらずに合意をはかるのか、はたまた訴訟内で、裁判官の助けをかりて合意をはかるのか、いずれによるかは市民の自由だということである。よりばかげていると思われるのは、当時の連邦法務大臣の指導のもと、新法の起草者が計画したこのような改正は「司法文化の転換」へのはじめの一歩として、つまり、これまでのドイツの「紛争文化」から、「スリムな和解は、いずれにしたって太った訴訟に優る」というアジアの格言を心にとどめて、極東の模範に従った、新たな「調停文化」あるいは「和解文化」への転換にむけた最初の一歩として、市民に売り込もうと試みられたことである。

注

以下注には、本稿のテーマに関する筆者の論攷のみをあげる。

- (1) Rechtstatsachenforschung und Rechtsstaat. Ein Beitrag zur gegenwärtigen 'Krise des Rechtsstaates' und zum' gegenwärtigen Dilemma der Rechtstatsachenforschung' im Anschluß an ein türkisch-deutschen Symposium in Istanbul 1994, in: Verfahrensrecht am Ausgang des 20. Jahrhunderts, Festschrift für Gerhard Lüke zum 70. Geburtstag 1997, S.139 ff.; "Rechtstatsachenforschung pro Rechtsstaat-Rechtsstaat contra Rechtstatsachenforschung". Anmerkungen zum Generalthema des Symposium aus deutscher Sicht, in : Hayrettin Ökcesiz (Hrsg.), Hukuk Felsefesi ve Sosyolojisi Arkivi (Archiv für Rechtsphilosophie und-soziologie,Türkei), Vol. Sonderheft Nr. 3, Istanbul, 1996, S. 240ff., 260ff., 295ff.; Ziviljustiz und Rechtsmittelproblematik. Vorstudie zur Analyse und Reform der Rechtsmittel in der Zivilgerichtsbarkeit. Beiträge zur Strukturanalyse der Rechtspflege. Aechtstatsachenforschung (hrsg.vom Bundesministerium der Justiz), Köln 1992; Zur gegenwärtigen Lage der deutschen Justiz. Ein Überblick über Probleme und Kritiken, Analysen und Reformanliegen am Beispiel der Ziviljustiz in der Bundesrepublik Deutschland in : Comparative Law Review, Vol. 7, Torun (ed.Nikolaus Kopernikus University), Torun 1996, S. 25ff.
- (2) "Der Beitrag der Sozialwissenschaften zur Reform des Prozeßrechts", in : Gilles

(Hrsg.), Effektivität des Rechtsschutzes und verfassungsmäßige Ordnung, 1983, S. 105 ff.; "Nationalbericht Deutschland(Bundesrepublik)", in: Roth (Hrsg.), Rechtssoziologie und Prozeß, Wien 1983, S. 37ff.; "Zur Integration von Sozialwissenschaften und Prozeßrechtswissenschaft. Die neueren Entwicklungen der letzten Jahre" in: Gilles, Aufgaben von Prozeßeinrichtungen in der Bundesrepublik Deutschland (hrsg. von Takeshi Kojima). Chuo University Press, Japan, Tokyo 1981, S. 94 ff.; "Soziologie und Prozeßrecht. Ein Überblick über interdisziplinäre Tendenzen und Probleme der Integration von Rechtswissenschaften und Sozialwissenschaften im deutschen Zivilprozeßrecht", in : Minjisoshyo Zasshi, Journal of civil procedure(Japan), Bd. 26, Heft 1, 1980, S. 1ff.

- (3) Rechtsstaat und Justizstaat in der Krise, Neue Justiz, 1998, 225ff.; Rechtsstaat und Justizstaat in der Krise : Zur gegenwärtigen Misere hoch entwickelter Rechts- und Justizsysteme am Beispiel Deutschland, in: The Institute of Comparative Law in Japan (ed.), Towars Comparative Law in the 21st Century, Tokyo, 1998.
- (4) Prozeßrecht and er Jahrtausendwende/Procedural Law on the Threshold of a New Millennium. Deutsch Landesberichte zur Weltkonferenz für Prozeßrecht in Wien, Österreich, 1999 (herausgegeben von Peter Gilles), Baden-Baden 1999.
- (5) "Contempt of Court-Ungebühr vor Gericht-Richter in eigener Sache, Rechtsvergleichende Überlegungen aus deutscher Sicht", in: Gedächtnisschrift für Peter Arens, München 1993, S. 143 ff.
- (6) "Deutsche Ziviljustiz als Beispiel für die Überlastung staatlicher Gerichte und Strategien zu ihrer Entlastung", in : Ankara Barosu Dergisi (Anwaltskammer-Zeitschrift), Ankara, Heft5, 1992, S. 749ff.; "Anmerkungen zum Thema Justizbelastung und zur Notwendigkeit eines Entlastungsstrategiekonzepts", in: Jürgen Brand/Dieter Stempel (Hrsg.), Soziologie des Rechts, Festschrift für Erhard Blankenburg zum 60. Geburtstag, Schriften der Vereinigung für Rechtssoziologie, Band24, Baden-Baden 1998, S. 531ff.
- (7) "Endangering and Protection of Privacy and Personality in State Judiciary and Judicial Proceedings. An Overview of Programs from a European Point of View",

- in : Keio Law Review (Japan), No. 6, 1990. S. 139 ff.; "Der Schutz der Privatsphäre im Räderwerk der Justiz", in : Magyar Jog, Heft 3, Budapest 1992, S. 177 ff.
- (8) "Reform Developments in the Thai Justice System" Centre for European Studies/Chulalongkorn University, Bangkok(ed.), Research Monographs No.19, Bangkok, February 1999.
- (9) Transnational Report: Administering justice and procedural handling of civil conflicts. The recent trends in East and West, in : Piruna Tingsabandh (ed.), Law justice and open society in ASIAN,Bangkok 1998, S. 381 ff.
- (10) "Thesen zu einigen rechts- und verfassungs-, verfahrens- und justizpolitischen Aspekten der sog. Konstitutionalisierung einfachen Zivilprozeß- und Zwangsvollstreckungsrechts", vM. Ein Beitrag zum Seminar "Neue Perspektiven und Forschungen zum Verhältnis zwischen Prozeß und Verfassung, Fortaleza 1997;" Thesen zu einigen der rechts- und verfassungs-, verfahrens- und justizpolitischen Aspekte des Themas : Grundrechtsverletzungen bei der zwangsvollstreckung", in : Kostas Beys, Studienzentrum zur Justizgewährung Athen (Hrsg.), Dike International, Jahressonderausgabe der Hellenischen Monatsschrift des prozessualen Rechts, Band 3, Athen 1996, S. 111 ff.
- (11) "National Report on German Law. Streiterledigungssystem und Rechtskultur. Konfliktbeilegung innerhalb der staatlichen Ziviljustiz durch Zivilgerichtsverfahren und sog. Alternativen hierzu in der Bundesrepublik Deutschland" in Japanese Association of the Law of Civil Procedure (ed.), The International Symposium on Civil Justice in the Era of Globalisation, Tokyo 1993, S. 552ff.; "Ziviljustiz in der Bundesrepublik Deutschland", in : Magyar Jog, Heft 8, Budapest 1994, S. 501 ff.; "Zur gegenwärtigen Lag der deutschen Justiz. Ein Überblick über Probleme und Kritiken, Analysen und Reformanliegen am Beispiel der Ziviljustiz in der Bundesrepublik Deutschland", in : Hallym Law Forum (Korea), Vol. 3, 1993, S. 139 ff.; "Der Prozeß als Mittel zur rechtlichen Konfliktlösung. Staatliche Justiz-gerichtliches Verfahren-richterliche Entscheidung", in : Dieter Grimm (Hrsg.), Einführung in das Recht, 2. Aufl., Heidelberg 1991, S. 244 ff.; "Rechtspflege in der Bundesrep-

- ublik Deutschland", Comparative study of judicial administration International Project, directed by Takeshi Kojima, in:Hikakuho Zasshi, Comparative Law Review (Japan), Band 20, Heft 3, Tokyo 1986, S. 37 ff.(zusammen mit Corinna Goldmann).
- (12) "Das Justizsystem in Deutschland", in:Institut für Länderkunde Leipzig (Hrsg.), Nationalatlas Bundesrepublik Deutschland,Gesellschaft und Staat,1999,S.58 f.
- (13) "Rechtsmittelreform in der Zivilgerichtsbarkeit-zugleich zu Fragen einer Großen Justizreform", in:Zeitschrift für Rechtssozioologie 1991, S. 278 ff.;"Rechtsmittelreform im Zivilprozeß und Verfassungsrechtsaspekt einer Rechtsmittelbeschränkung", in:Juristenzeitung 1985,S.253 ff.", Rechtsmittel im Zivilprozeß unter besonderer Berücksichtigung der Berufung", Bundesministerium der Justiz(Hrsg.), Rechtstatsachenforschung,Bonn 1985 (Mitherausgeber und Mitautor).
- (14) "ADR-from a German point of view", in:Japanese Association of the Law of Civil Procedure (ed.), The International Symposium on Civil Justice in the Era of Globalisation, Tokyo, 1993, S. 491 ff.,"Alternativen zur staatlichen Ziviljustiz in der Bundesrepublik Deutschland",in:Magyar Jog(Ungarn),Budapest 1994,S.556ff.;"Alternativen zur Ziviljustiz in der Bundesrepublik Deutschland", in:Teise (Litauen), Vilnius 1997, S. 22 ff.